

## 2019年度憲法第1問・解答例

1 本件改正法は、Xの本件保証契約によって3億円の支払を受ける権利を侵害するものとして、憲法（以下、法令名略）29条1項に反し、違憲ではないか。

### 2 憲法上の権利の制約

29条1項は「財産権」を保障しているところ、「財産権」として具体的な個人の現に有する財産上の権利が保障されている。29条2項は、「財産権」は法律で定めることとされているから、法律の内容変更によって個人の現に有する財産上の権利が剥奪される場合には財産権の制約にあたる。

本件では、証券取引法が改正され、利益保証等が禁止され、これは改正法の施行前に締結された利益保証等の契約にも適用されるところ、本件改正によって、Xが本件保証契約により得られていたであろう3億円を受け取ることができなくなった。よって、本件改正法によってXの3億円の支払を受ける権利が剥奪されているから本件改正法はXの財産権を制約するものである。

### 3 判断枠組み

財産権に対する規制が29条2項にいう「公共の福祉」に適合するものとして許容されるかは、財産権の内容・性質や規制方法、規制の理由や目的に至るまで種々様々なものが想定されるからそれらの要素を比較考量して判断すべきであり、基本的には立法府の裁量が尊重される。

そこで、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度及びこれを変更することによって保護される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきであるかによって合憲性を判断するべきである。

### 4 個別具体的検討

本件改正による利益保証等の禁止は、投資家が自己責任の原則の下で投資判断を行うようにし、市場の価格形成機能を維持するとともに、一部の投資家のみに利益保証等がされることによって生ずる証券市場の中立性及び公正性に対する一般投資家の信頼の喪失を防ぐという目的を達成するものであり、正当なものといえる。

そして、本件改正前に締結された契約に基づく利益提供行為を認めること

は投資家の証券市場に対する信頼の喪失を防ぐという上記目的を損なうこととなるから、本件改正により利益保証等を禁止することは、上記目的達成に役立つものである。

もっとも、改正前に利回り保証を前提とした投資を行った者は損失補償等を内容とする契約に基づく履行請求権そのものを失うため、当該財産権制限の強度は高いとも言い得る。

しかし、そもそも損失補償等は元来証券と市場における価格形成機能をゆがめるものであるうえ、証券取引の公正及び証券市場に対する信頼を損なうものであり、反社会性の強い行為と言わざるを得ず、損失補償等を内容とする契約によって発生した債権が一定の制約に服することはやむを得ないのであって、その財産権の規制の要請が強く、その要保護性は低い。

また、損失補償等を内容とする契約に基づく履行請求を禁止したとしても、不法行為法上の救済が認められる余地があり、債権者が給付を受け得る地位自体に対して本件改正が与える影響は小さい。

よって、本件改正は目的達成のため合理的な手段であるといえる。

したがって、本件改正の目的は正当であり、その規制手段が合理性に欠けることが明らかであるとは言えないのであるから、本件改正は上記財産権に対する合理的な制約として許容される。

5 以上より、本件改正法は、29条1項に反さず、合憲である。

以上